

監理銘柄・整理銘柄

制度調査部
横山 淳

東証上場制度総合整備プログラム

【要約】

2007年10月17日、東証は「上場制度総合整備プログラム対応及び組織体制の変更に伴う業務規程の一部改正について」を公表した。この中で、東証は「監理ポスト」「整理ポスト」という名称を、「監理銘柄」「整理銘柄」に変更することとしている。

なお、名称の変更のみで、基本的な機能の変更は予定されていない。

本稿は、2007年7月31日付レポート「監理・整理ポストから監理・整理銘柄に」を、最終的な取引所規則に基づいて書き改めたものである。

はじめに

2007年10月17日、東京証券取引所（以下、東証）は「上場制度総合整備プログラム対応及び組織体制の変更に伴う業務規程の一部改正について」を公表した¹。

これは、2007年4月に公表された「上場制度総合整備プログラム2007」²に盛り込まれた項目のうち「直ちに実施する事項（第一次実施事項）」の実現や、東証による自主規制法人（東京証券取引所自主規制法人）³の設立に伴って、上場制度関連の東証規則改正を行うものである。

この中で、従来の「有価証券上場規程」が、「上場審査基準」、「上場廃止基準」、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（適時開示規則）」、「上場株券の市場第一部銘柄指定基準」などとも統合され、全面改正されている。

本稿では、「監理銘柄」「整理銘柄」について紹介する。

「監理ポスト・整理ポスト」から「監理銘柄・整理銘柄」に

東証は、改正前の旧ルールにおける「監理ポスト」「整理ポスト」を、改正後の新ルールでは「監理銘柄」「整理銘柄」に名称変更することとしている。

「監理ポスト」とは、上場廃止のおそれがある銘柄を投資者・市場に周知するための制度であ

¹ 東証のウェブサイト (http://www.tse.or.jp/rules/regulations/071017_a2.pdf) に掲載されている。

² 東証のウェブサイト (<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/index.html>) に掲載されている。

³ 取引所の委託を受けて、その自主規制業務を行うことを目的に、金融商品取引法に基づいて設立される法人である。詳細は、堀内勇世「取引所の自主規制機能の独立性確保」（2006年5月15日付 DIR 制度調査部情報）、拙稿「東証、自主規制法人を設立」（2007年10月19日付 DIR 制度調査部情報）など参照。

る。具体的には、上場会社やその発行する有価証券が上場廃止基準に抵触するおそれがある場合、東証は、その銘柄を「監理ポスト」に割り当てることとなる。

「監理ポスト」に割り当てられた銘柄の上場廃止が確定した場合、その銘柄は「整理ポスト」に割り当てられることとなる。「整理ポスト」に割り当てられた銘柄は、原則として1ヶ月間取引が継続された後（つまり、取引所での最後の換金機会が確保された後）、上場廃止となり取引所での取引対象から外されることとなる。

逆に、その銘柄について、上場廃止のおそれが解消されたと判断された場合には、「監理ポスト」から通常の状態に戻るものとなる。

今回の改正有価証券上場規程の下で、東証は「監理ポスト」「整理ポスト」という、いかにも人手を介した「立会い」による売買（いわゆるオープン・クライ・アウト）の時代を思わせる名称を、より現在の実態に近い「監理銘柄」「整理銘柄」に名称変更することとしている（改正有価証券上場規程 610、611 条）。

「監理銘柄」については、更に「監理銘柄【審査中】」と「監理銘柄【確認中】」に区分することとしている（改正有価証券上場規程施行規則 605 条）。

「監理銘柄【審査中】」は、例えば、有価証券報告書等の虚偽記載のように、上場廃止の判断について、形式的な要件（虚偽記載）だけではなく、「その影響が重大であるか？」といった東証による実質的な審査が必要とされるケースが対象となる。

「監理銘柄【確認中】」は、例えば、流動性基準などのように、形式的な要件（株主数、時価総額、少数特定者持株比率など）によって、上場廃止が判断されるケースが対象となる。つまり、形式的な要件に該当するか否かを【確認中】だという訳である。

以上の点を整理すると次のようになるだろう。

	改正前	改正後	
上場廃止のおそれ	監理ポスト	東証による審査中の場合。具体的には次のケース。 a. 有価証券報告書等の虚偽記載 b. 監査報告書等において、公認会計士等によって「不適正意見」「意見の表明をしない」旨が記載 c. 上場契約等に違反 d. その他公益・投資者保護の観点から上場廃止のおそれがある	監理銘柄【審査中】
		状況を確認中。具体的には、上記 a. ~ d. 以外のケース	監理銘柄【確認中】
上場廃止が確定	整理ポスト	整理銘柄	

なお、「整理ポスト/整理銘柄」「監理ポスト/監理銘柄」の基本的な機能についての変更は予定されていない。あくまでも「投資者へ上場銘柄の状況を分かりやすく周知する観点」（東証）から名称を変更することとされている。

施行日

「監理ポスト・整理ポスト」を「監理銘柄・整理銘柄」に変更する改正については、「施行日（2007年11月1日）から6ヶ月を超えない範囲内において当取引所（東証）が定める日」から実施するものとしている（改正有価証券上場規程付則8条2項、改正有価証券上場規程施行規則付則5条）